

【まちづくりの推進方針編】

第1章 まちづくりの推進方針

<基本方針>

近年、まちづくりの主体は国や県から、地方公共団体や地域住民へと移りつつあり、特に住民自らが発意・提案する「住民参加型のまちづくり」が求められるようになりました。しかし、市民のニーズが多様化・複雑化する中、まちづくりを行う地方公共団体は、今後も厳しい財政状況が想定されており、公共サービスのすべてを行政が担うことは難しく、これまで以上に計画的・効果的な事業を行っていく必要があります。

このような社会経済情勢を踏まえ、「協働によるまちづくり」、「効率的なまちづくり」を念頭において、本市のまちづくりの推進方針を定めます。

(1) 協働によるまちづくりの推進

行政を主体とした今までの「公共」のあり方を見直し、市民や企業、地域組織などが「まちづくりの担い手」としてのそれぞれの役割を分担することで、行政との「協働によるまちづくり」を推進し、地域の自治力を高め、真の市民自治社会の実現を目指します。

こうしたまちづくりを進める上において市民への情報の提供、意見の聴取・反映、ワークショップの開催などを行い、市民や企業、地域組織が参加しやすい環境づくりに努めます。

●情報の提供

市民参加を促進し、真の市民自治社会を構築するためには、市民が知りたい情報をわかりやすく公開することが必要となります。事業や施策の計画・実施に関する内容に加えて、まちづくりや都市計画制度に関する知識の普及を目的に、ケーブルテレビ、広報紙やパンフレット、ホームページ等を活用した情報の提供を行います。

●意見の聴取・反映

事業や施策の計画・実施に関して、行政懇談会や説明会への市民参加の促進やアンケートの実施、パブリックコメントの募集等を行うことにより、市民等の意見やニーズの把握を行い、計画に反映することとします。

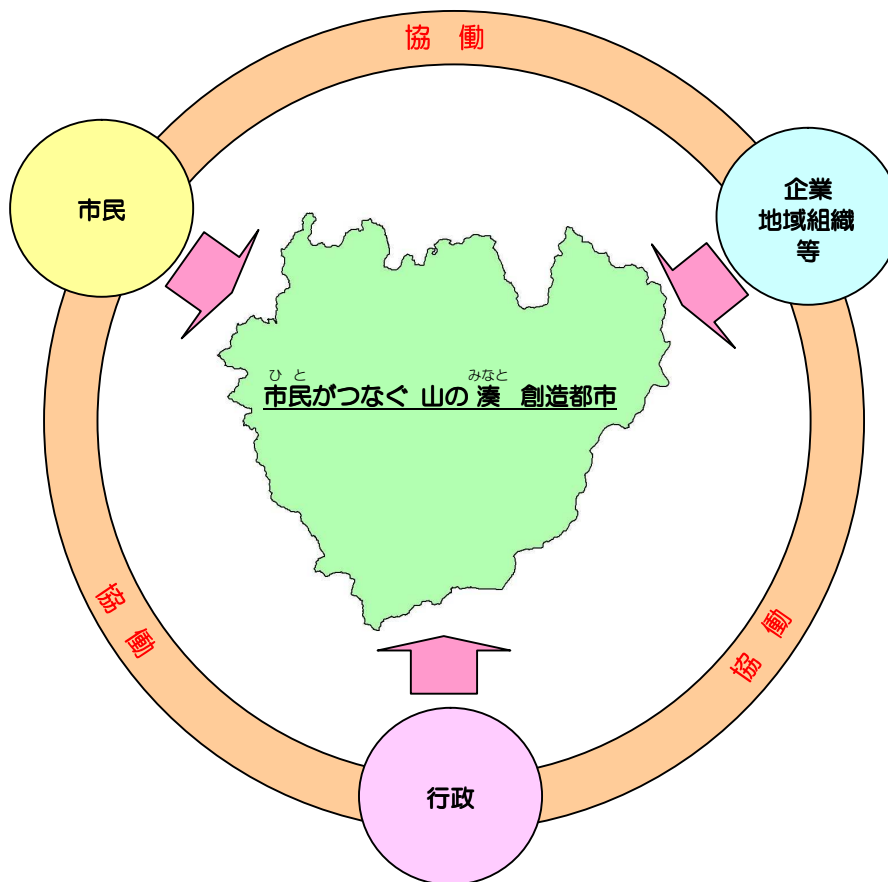
●ワークショップの開催

ワークショップとは、意見聴取の場である説明会とは異なり、1つのテーマに対して同じ体験を通じ参加者全員で考え、提案を行い、相互理解の合意形成を見つけ出していく話し合いの手法です。

事業や施策の計画・実施に関して、市民が参加するワークショップを開催し意見の反映を図ります。

●地域計画の策定

第1次新城市総合計画において、市民自治社会創造プロジェクトの一つとして、市民自治を推進し、地域自治組織自ら、まちづくりの方向性や将来像を定める「地域計画の策定」が示されています。計画策定については、市民の自主性に基づいて行われるよう努めるとともに、市として「地域担当」の職員によるサポートを行います。また、計画の実行については必要に応じ、本プランとの調整、整合を図っていきます。



(2) 効率的なまちづくりの推進

今後のまちづくりにおいては、地域の実情に即した適正な土地利用の誘導が求められています。また、限られた財源を有効に活用し、必要なところに必要な機能が集約しながらも、地域の個性を活かす多様性のあるまちづくりが必要となります。まちづくりに対する市民の意見・考えを基に、各計画との関連性や重要性を勘案した上で、優先的・重点的に実施すべき施策・事業を選定し「効率的なまちづくり」を推進します。

また、土地利用や都市計画に関わる様々な情勢の変化、協働によるまちづくりに対する市民の意識の高まり、意向の変化等を考慮し、必要に応じて本プランの見直しを行います。